

第2回山形県水道ビジョン策定検討会

平成29年12月11日

山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局
食品安全衛生課

1

今回の検討事項

1 山形県水道ビジョンの構成（案）について

「都道府県水道ビジョンの手引き」（平成26年3月19日厚生労働省水道課長）
に基づき構成する予定

第1章	はじめに	水道ビジョン策定の趣旨
第2章	一般概況	
第3章	圏域の区分の設定	村山・最上・置賜・庄内
第4章	水道の概況	
第5章	給水量の実績と水需給の見通し	
第6章	課題の抽出	
第7章	将来目標の設定とその実現方策	
第8章	水道ビジョンのフォローアップ	PDCAサイクルを考慮して実施

山形県水道ビジョンの構成（案）

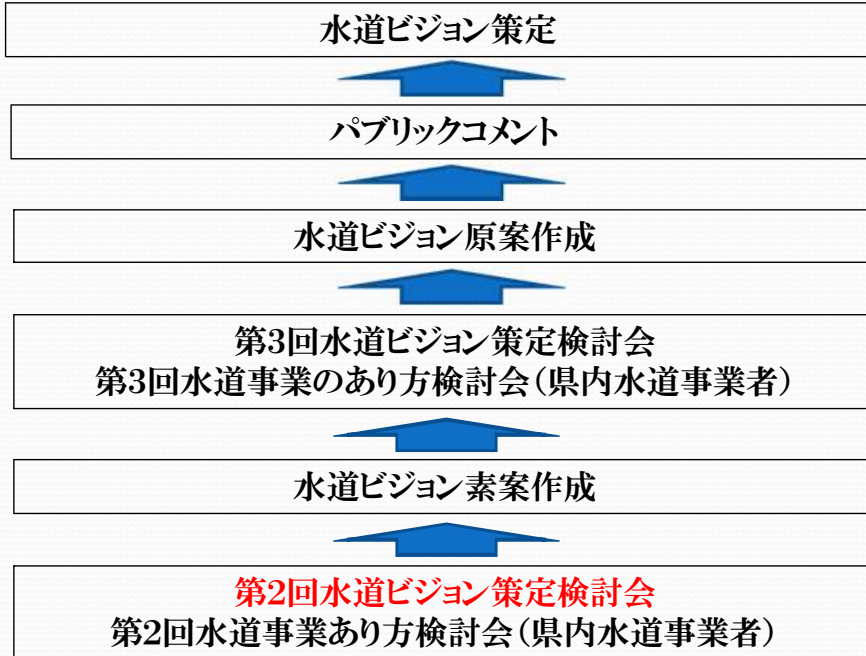
2

今回の検討事項

2 「第7章」に記載する下記項目の方向性について意見交換

- (1) 将来の目標（理想像）
- (2) 理想像を踏まえた実現方策

★今回の御意見を踏まえ、水道ビジョン素案作成を進めていきます。



3

山形県水道ビジョンとは

4

県内水道事業の現状

- 給水人口 ピーク時（H10年度）から約8%減少 ↓
- 年間給水量 ピーク時（H9年度）から約17%減少 ↓
- 水道事業職員数 10年前（H17）から約20%減少 ↓

人口減少等に伴い、事業規模が縮小傾向

- 水需要の減少は料金収入の減少に直結。水道事業の経営が一段と厳しくなることが予想
- 経営状況の悪化により、施設更新や、耐震化が行えず、さらなる老朽化や耐震化の遅れが懸念
- 人材不足により技術の継承や災害時等の対応に支障をきたしてしまう恐れ

いかに水道事業を健全に維持し、
県民に安全・安心な水道水を提供し続けていくかが重要

山形県水道ビジョン

厚生労働省では、平成25年に「新水道ビジョン」を示し、これから50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像を掲げ、水道事業を取り巻く課題に対応し、その理想像を具現化するために、今後取組むべき事項と方策、都道府県や水道事業者等の役割を明確にし、取組みを推進するため
「都道府県水道ビジョン」の作成を要請



県全域の水道について、広域的な視点から中長期展望に立ち、持続可能な水道のあり方を示すとともに、広域化や**「安全」「強靱」「持続」**の観点からの課題解決のための施策推進を盛り込んだ『**山形県水道ビジョン**』を策定

山形県水道ビジョン

都道府県水道ビジョンの策定状況（28年度末までに16道府県で策定済）

北海道	北海道水道ビジョン	石川県	石川県水道整備基本構想(第4次)(いしかわ水道ビジョン)
岩手県	岩手県水道整備基本構想 いわて水道ビジョン	滋賀県	滋賀県水道ビジョン
宮城県	宮城県水道ビジョン	大阪府	大阪府水道整備基本構想 おおさか水道ビジョン
秋田県	秋田県水道整備基本構想 (秋田県広域地域水道ビジョン)	奈良県	県域水道ビジョン
福島県	福島県水道整備基本構想2013 福島県くらしの水ビジョン	広島県	広島県水道整備基本構想 広島水道ビジョン
栃木県	栃木県水道ビジョン	長崎県	ながさき21水ビジョン
埼玉県	埼玉県水道整備基本構想 埼玉県水道ビジョン	熊本県	熊本県水道ビジョン
神奈川県	神奈川県水道ビジョン	沖縄県	沖縄県水道整備基本構想 おきなわ水道ビジョン



新水道ビジョンを踏まえて改定を予定しているビジョンを含む

検討方法

○山形県水道ビジョン策定検討会

学識経験者、利用者及び事業者で構成する検討会を設置、公正かつ専門的な見地から、意見をいただく。

○圏域別の「水道事業のあり方検討会」

圏域を単位とした市町村と県関係機関で構成する検討会を開催、市町村の意見を反映

○パブリックコメント

原案策定後に、県民から広く意見を募集

策定主体：都道府県水道行政担当部局

(山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課)

水道事業の認可（給水人口5万人以下）
国庫補助事業の取りまとめ

(参考)

山形県企業局は、電気事業や水道用水供給事業等を経営する地方公営企業。

水道用水供給事業として

村山広域水道用水供給事業

最上広域水道用水供給事業

置賜広域水道用水供給事業

庄内広域水道用水供給事業

の4事業を経営しています。

将来の見通し

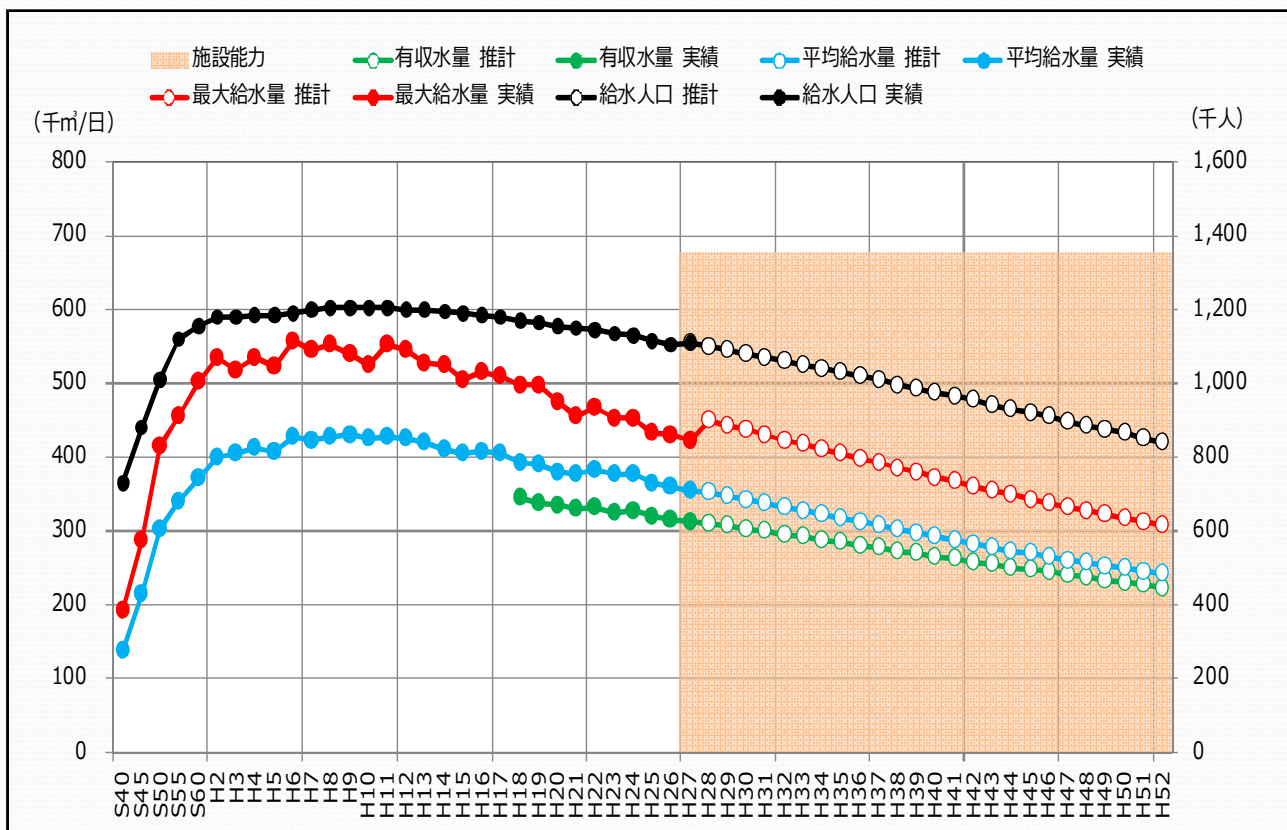
11

将来の見通し（水需要） 算出条件

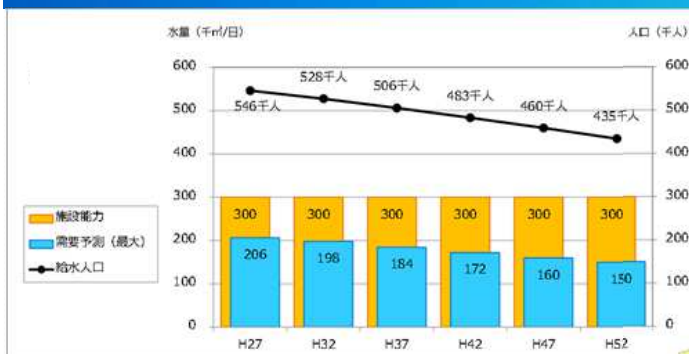
- なお、将来における水道水の見通しは以下の条件で算出しています。
- 平成27年度実績をベースに、**平成52年度までの25年間を推計**
- 上水道事業と簡易水道事業の将来需要を算出
 - ※専用水道は、給水人口のうち0.03%と全体へ影響が小さいため、対象外
- 将来需要は、**最上圏域、村山圏域、置賜圏域、庄内圏域別に算出**
- 総人口は『**日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）**』の値をベース
- 水道普及率は将来的に100%に達するとして、ロジステック曲線で推計
- 有収水量は、生活用と生活用以外に分けて以下の方法で推計
 - 生活用有収水量
 - 生活用有収水量 = 生活用原単位（1人1日あたり使用水量）× 給水人口
 - 生活用原単位は、炊事、洗濯、水洗便所、入浴等の用途別に推計
 - 生活用以外有収水量
 - 生活用有収水量と同様な傾向で推移するものとして設定
- 一日平均給水量は、以下の式で算出
 - 一日平均給水量 = 生活用有収水量 ÷ 有収率
 - 有収率 = 有効率 - 有効無収率（平成27年度実績）
 - 老朽管の布設替えを行うことで漏水防止を図ることとし、20年後の平成47年度に有効率95%を目標として設定
- 一日最大給水量は、以下の式で算出
 - 一日最大給水量 = 一日平均給水量 ÷ 負荷率
 - 負荷率は気象条件等に左右されることもあるため、安全側をみて過去10年間の最小値で設定

12

将来の見通し 給水人口・最大給水量・平均給水量・有収水量



将来の見通し 給水人口・最大給水量 (村山圏域)



【凡例】
 ■：用水供給事業の浄水場
 ○：受水地点
 ■：市町村の主な浄水場（表流水）
 <平成27年度取水実績 受水割合>
 □：受水なし
 □：受水割合90%未満
 □：受水割合90%以上



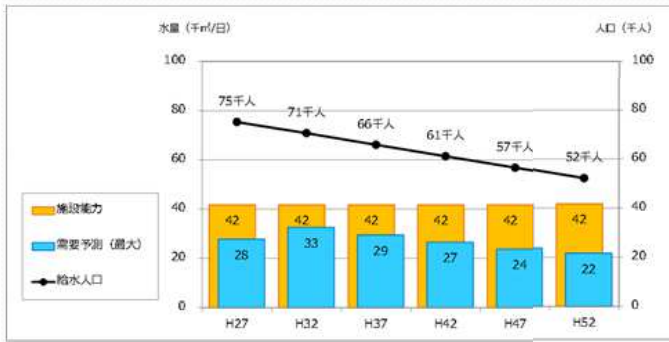
給水人口 (H27→H52)
 546千人→435千人 (20.3%減)

1日最大給水量 (H27→H52)
 206千m³→150千m³ (27.2%減)

施設能力余裕率
 31%→50%

水道用水供給事業の受水割合 (H27)
 山形市22.7%、寒河江市47.9%、上山市100%、村山市98%、天童市100%
 東根市46.4%、河北町97%、西川町9.7%、朝日町30.2%、大江町84.8%
 最上川中部 (中山町、山辺町、山形市の一部) 66.4%、尾花沢市・大石田町 なし

将来の見通し 給水人口・最大給水量（最上圏域）



最上川



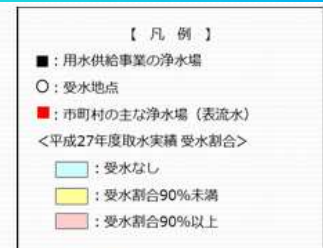
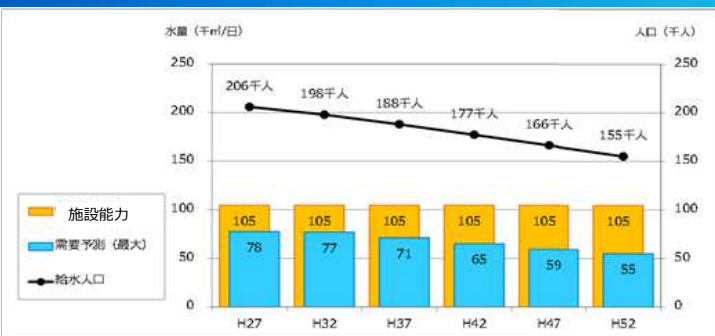
給水人口(H27→H52)
75千人→52千人(30.7%減)

1日最大給水量(H27→H52)
28千m³→23千m³(17.9%減)

施設能力余裕率
33%→45%

水道用水供給事業の受水割合(H27)
新庄市99.6%、金山町100%、真室川町49.7%
最上町、舟形町、大蔵村、鮭川村、戸沢村 なし

将来の見通し 給水人口・最大給水量（置賜圏域）



最上川



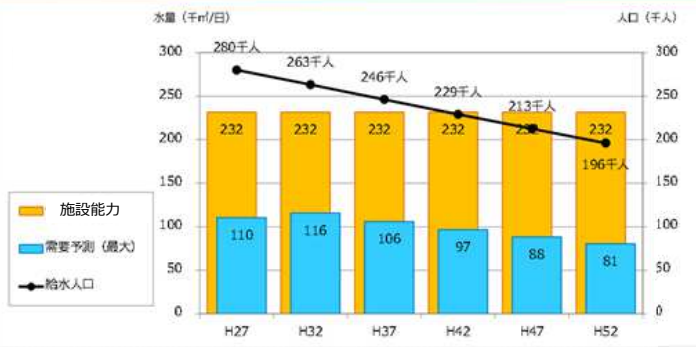
給水人口(H27→H52)
206千人→155千人(24.8%減)

1日最大給水量(H27→H52)
78千m³→58千m³(25.6%減)

施設能力余裕率
26%→44%

水道用水供給事業の受水割合(H27)
米沢市83.2%、南陽市・川西町100%、高畠町67%
長井市、小国町、白鷹町、飯豊町 なし

将来の見通し 給水人口・最大給水量（庄内圏域）



給水人口 (H27→H52)
280千人→196千人 (30.0%減)

1日最大給水量 (H27→H52)
110千m³→81千m³ (26.4%減)

施設能力余裕率
52%→65%

水道用水供給事業の受水割合 (H27)
鶴岡市 (三川町含む) 86.2%、酒田市 47.3%、
庄内町 88.3%、遊佐町 なし

17

将来の見通し 給水人口・最大給水量

- 圏域別の将来需要をみると、有収水量の減少が最も大きい圏域は、庄内圏域であり、次いで最上圏域、置賜圏域、村山圏域の順
- 施設の余裕率をみると、給水量の減少に伴い、各圏域とも余裕が生じる。
平成52年度には、庄内圏域は65%、村山、最上、置賜圏域は約50%の余裕が生じるため、**施設の統廃合・適正化を図る必要がある。**

18

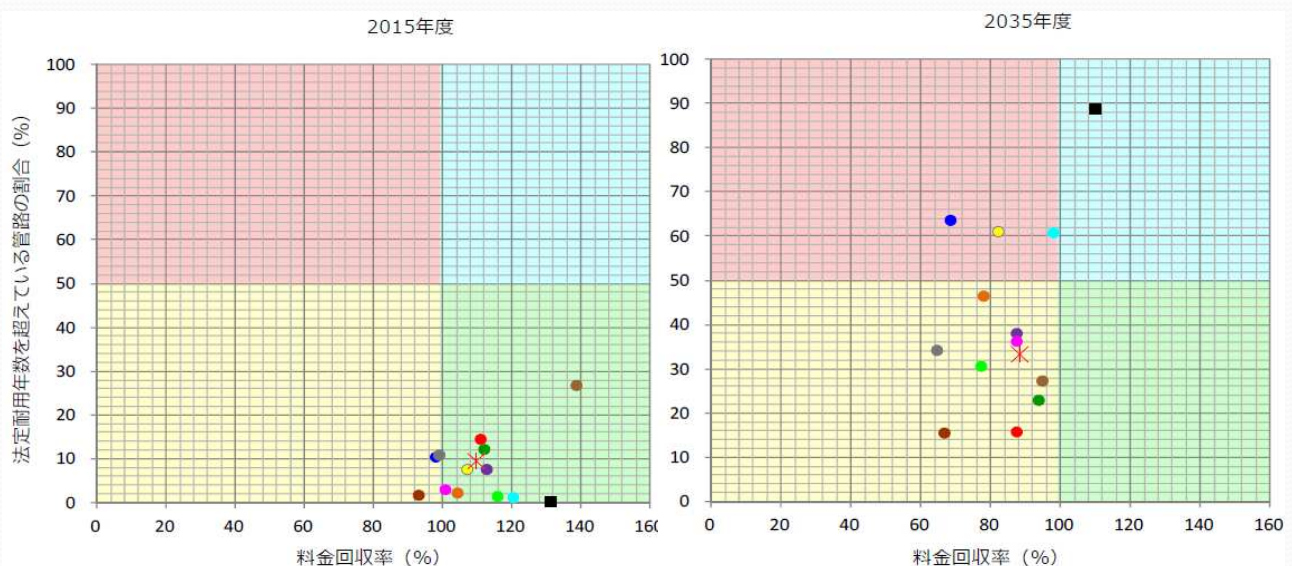
将来の見通し（料金回収率・老朽化） 算出条件

- 将来需要の減少に伴い、現況の料金水準と現況の費用を維持した場合の20年後（平成47年度）の料金回収率を試算。
- また、直近5年の実績を踏まえ、年平均59km（296,084m/5年）の管路を布設替えした場合の20年後（平成47年度）の法定耐用年数を超えている管路の割合を試算。

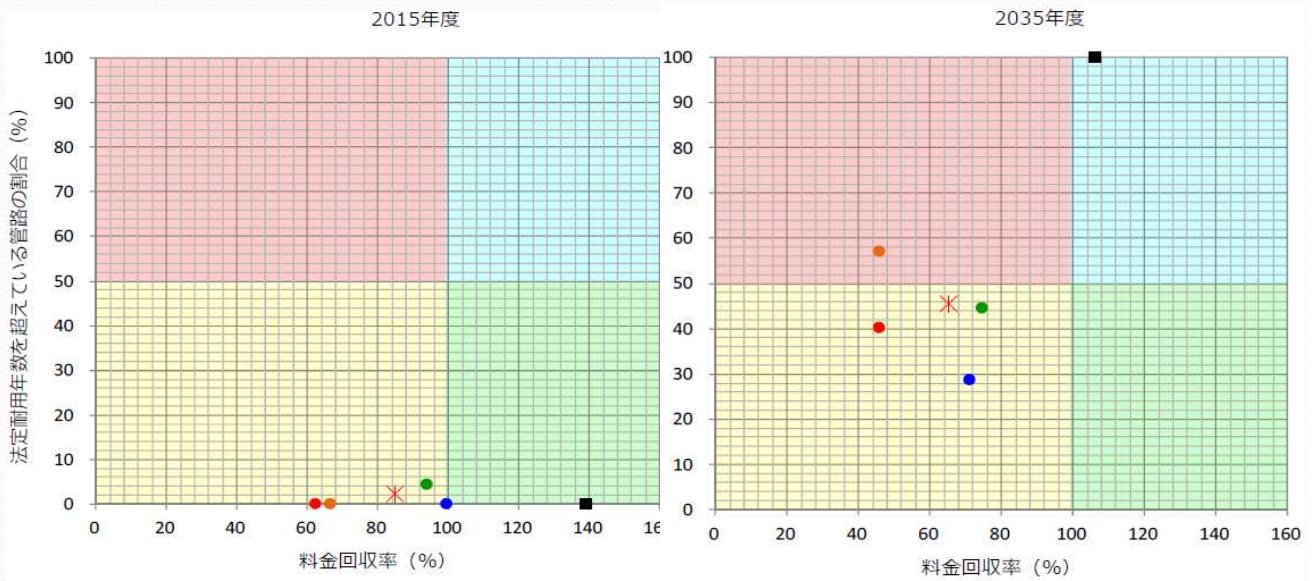
	村山	最上	置賜	庄内	全域
①管路総延長 (m)	3,912,251	697,405	1,951,874	2,811,875	9,373,405
②H23-27年の管路更新延長 (m)	194,936	6,429	45,621	49,098	296,084
③年平均更新率(②/5年/①) (%)	1.00	0.18	0.47	0.35	0.63
④更新周期(1/③) 年	100	542	214	286	158

将来の見通し 料金回収率・老朽化率

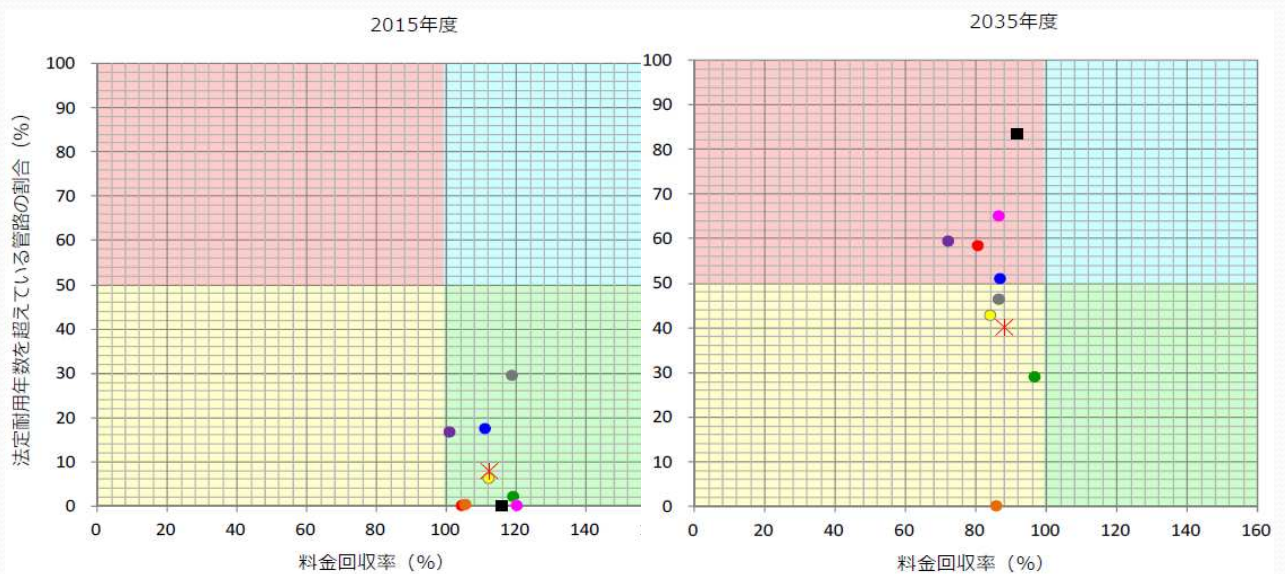
村山圏域



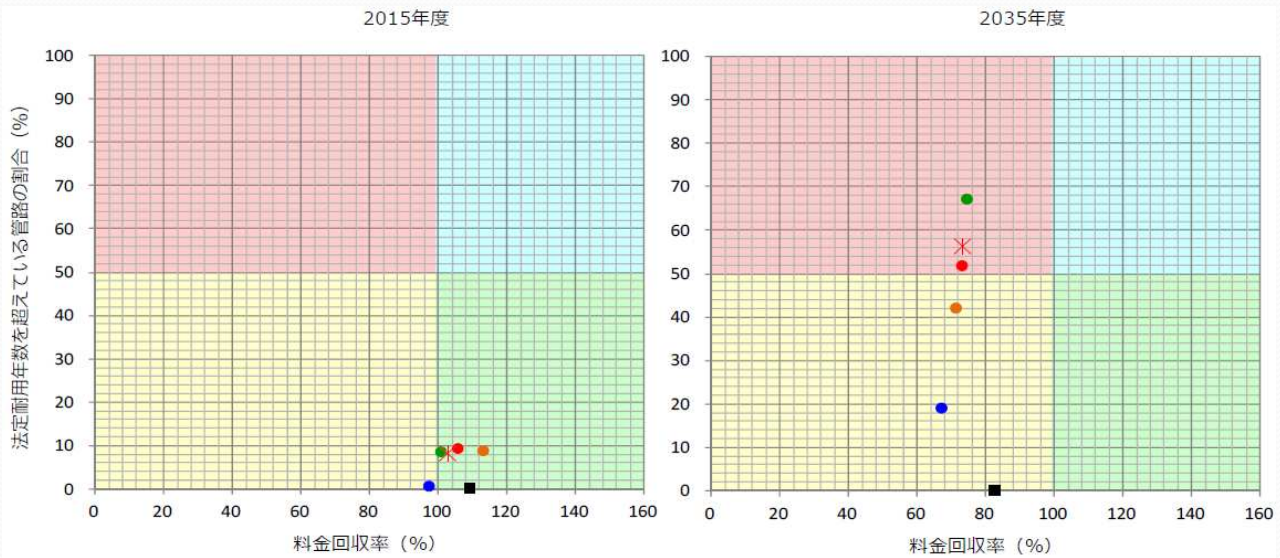
最上圏域



置賜圏域



庄内圏域



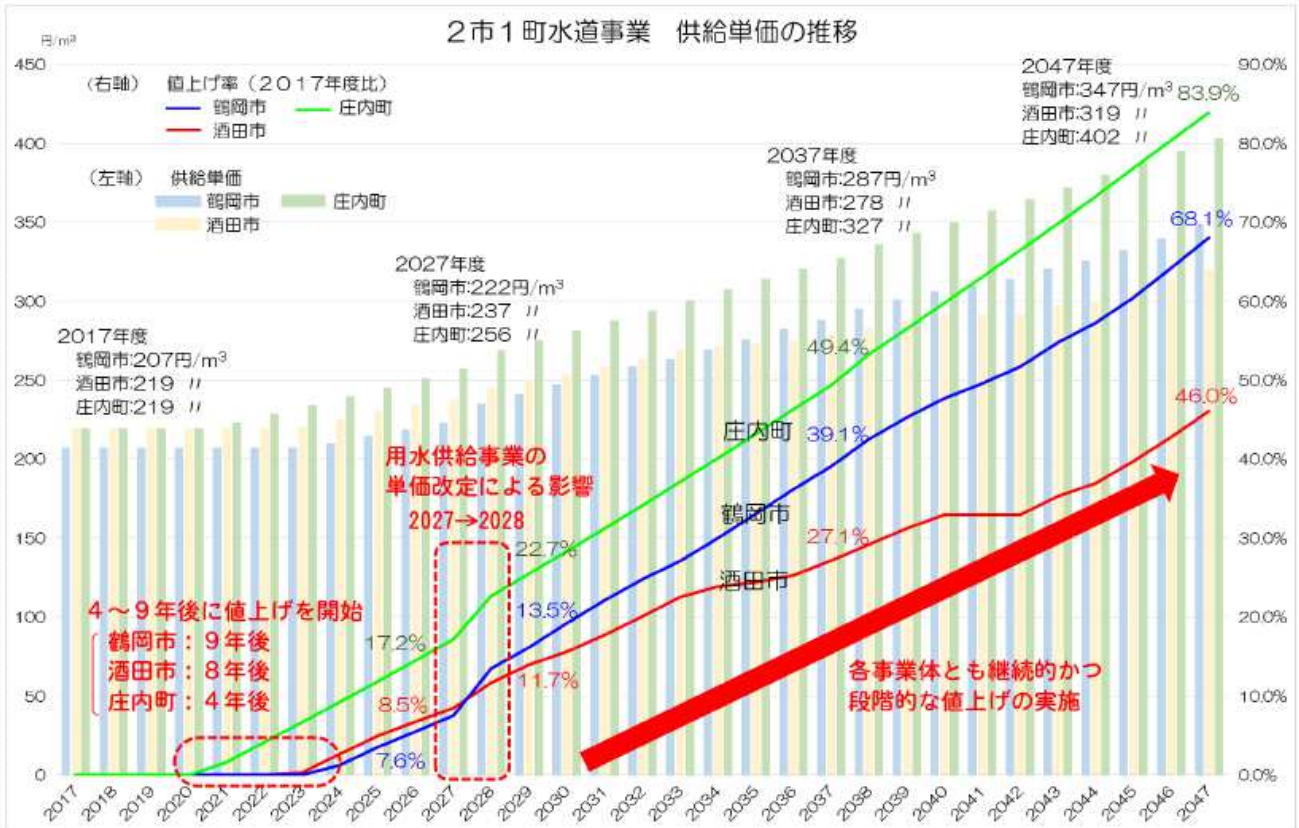
<料金回収率>

- 平成27年度は料金回収率100%を下回る事業は、最上圏域と一部の上水道事業に限られていたが、現況料金水準では**全ての上水道事業が100%を下回っており、現況の料金水準では独立採算による経営が困難となると推測**
- 特に、最上圏域は、現況より更に状況が悪化する見通し
- 将来需要が減少する中、料金回収率100%以上を維持するためには、安定した収入の確保と費用の縮減が必要
- 安定した料金収入の確保では、**持続可能な料金水準**の検討が必要不可欠
- 費用の縮減では、費用の大半しめる減価償却費の縮減を図るため、**施設の統廃合による二重投資の回避、将来需要の減少を考慮した適切な施設規模への再投資**が必要不可欠

<法定耐用年数を超えている管路の割合>

- 現況の更新スピードでは管路の更新が追いつかず、**法定耐用年数を超えている管路の割合は大幅に増加**する見通し
- 更新スピードが遅い事業体は、管路の経年化が進み、事業体間での管路の**整備水準の格差が拡大**
- 管路の更新スピードを高めるためには、積極的な投資が必要となるが、資金が限られているため、管路の耐震化と更新を兼ねた投資効果の高い整備を行うとともに、将来需要の減少を考慮した管路の**ダウンサイジングと事業統合による二重投資の回避**の検討が必要

将来の見通し（県内事業体の試算）

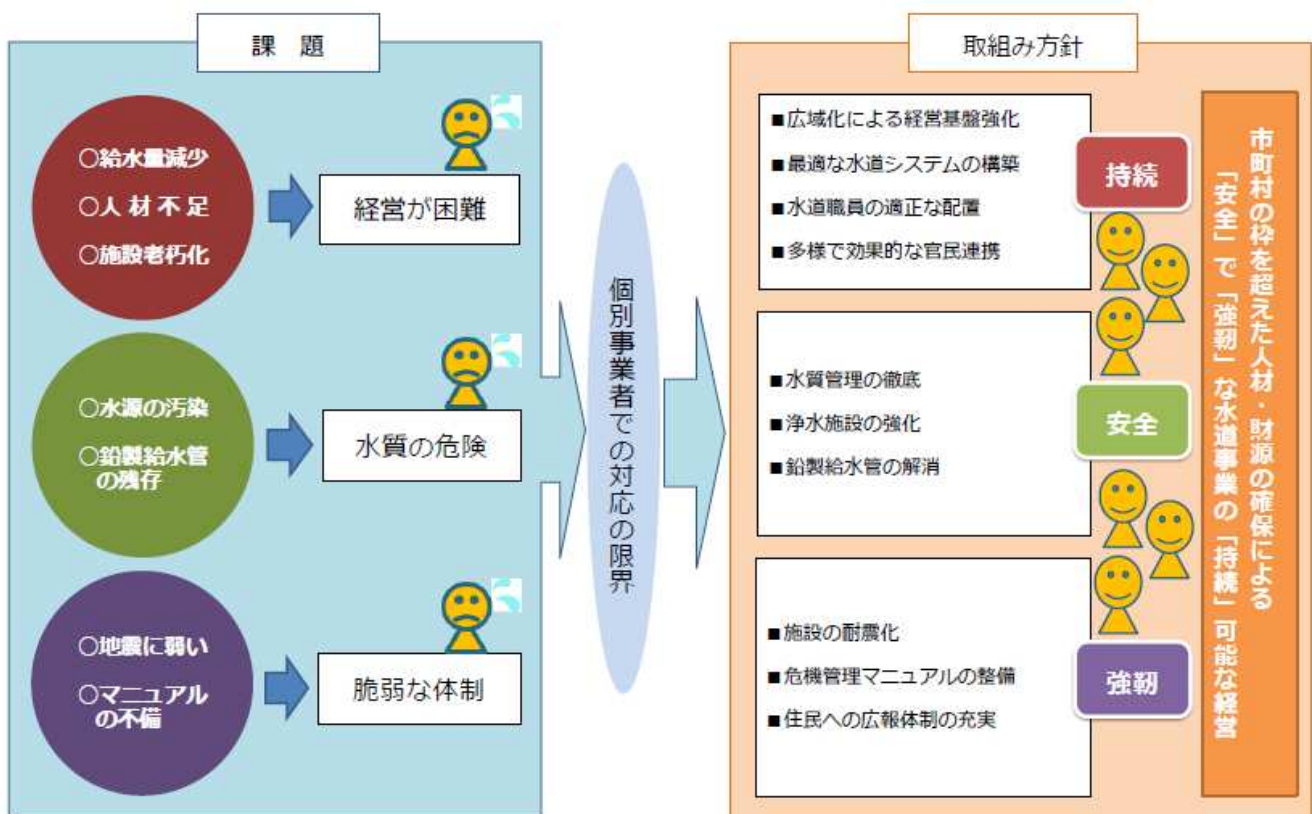


※2市1町で構成する広域連携研究会において、(株)日本政策投資銀行による簡易将来推計（キャッシュフローモデル）を参考に試算したものです。

課題の抽出と今後の取組み方針

(第1回山形県水道ビジョン策定検討会資料)

課題の抽出と今後の取組み方針



将来の目標

～50年先の理想像・県が掲げる「旗印」～

29

将来の理想像（持続）

ア 広域化による経営基盤強化

人口減少下にあって、市町村の枠を超えた広域化を実現することで経営基盤が強化され、県民の皆さんに、より安全に、より強靱で、最も効率的な水道水の提供が行われています。

地域の最適な水道システムの構築

市町村界にとらわれない、地域全体の状況に応じた水源の最適化や効率的な施設配置により、地域の最適な水道システムが構築されています。

また、事業統合により施設投資の最適化が図られ、地域全体の給水原価の縮減が図られています。

水道事業を熟知した職員の適正な配置

水道事業を熟知した職員が、各世代にバランス良く配置され、地域の様々な水道システムの最適化・効率化を追求し続けながら、安全・安心な水道水の安定的な供給がなされています。

また、県内はもちろんのこと、全国各地の大規模災害時に活躍し、信頼、尊敬される水道事業として存在しています。

多様で効果的な官民連携

広域化された水道事業を効率的に経営するため、プロフェッショナルな水道職員のもと、多様な官民連携が地域の実情に応じて効果的に取り入れられています。

30

イ 適正な水道料金の設定

効率的な水道システムと給水原価に見合った適正な料金体系のもと、水道サービスと水道料金のバランスがとれた水道事業が運営されています。

ウ 県民から信頼される水道サービスの提供

安全でおいしい水道水の提供や耐震化等には相応のコストがかかることが県民に理解されるとともに、県民への適確な情報提供と県民のニーズを捉えたサービスが提供されています。

ア 水質管理体制の強化

地域の水道システムを熟知した水道職員の管理のもと、各種水源から給水栓までの全ての過程において、適切な水質が保持されています。

水道の水源地域を保全するための取組が継続的に実施され、水源から良好な水が生まれ出されています。

また、水源水質に対応した施設整備が進められるとともに、豪雨による高濁度原水の発生や油流出等のリスクに対して、関係機関と連携しながら、住民生活への影響を最小限にとどめる体制の充実が図られています。

さらに、宅地内に配管されていた鉛製の給水管が解消されています。

イ 小規模水道等における衛生管理の強化

小規模水道（専用水道、簡易専用水道、小規模貯水水道を含む）や飲用井戸について、定期検査と設置者による管理が確実に行われるとともに、上水道への切替えが進み、より安全性が確保されています。

また、地域で運営する民営の簡易水道事業については、地域住民との合意形成のもと、上水道への統合が進み、より安全性が確保できる管理体制が構築されています。

ア 災害に強い水道施設の構築

耐震化計画に基づき、主要な水道施設の耐震化が実施されています。

また、更新計画に基づき、石綿セメント管が解消されるなど水道施設が計画的に更新され、断水や漏水が少なく、効率的な水道が構築されています。

さらに、豪雨等による災害に対応した原水の水質悪化に備える浄化施設や浸水対策が充実し、断水リスクの低減が図られています。

イ 危機管理体制の強化

広域化により、地域の水道システムを熟知した水道職員を中心として、被災しても被害を最小限に留め、迅速な復旧が可能な体制が構築されています。

また、関係機関との相互応援に関する各種協定が締結されるとともに、災害時の人的、物的応援が効率的、効果的に受けられる体制が構築されています。

危機管理マニュアルが整備され、様々な災害事象に対する迅速的確な応急復旧・応急給水体制が確立されているとともに、その実効性を高めるための防災訓練が適宜実施され、災害対応マニュアルの見直しが随時行われています。



「広域化による経営基盤強化」を目標とした理由

広域化の必要性（国）

水道広域化の必要性

現状と課題

- 水道事業は、水道法第6条第2項により、“市町村経営が原則”であるとともに、地方財政法第6条により、“独立採算が原則”となっている。
- 事業収入の約9割を占める水道料金収入は、**節水機器の普及や使用水量の減少などの影響により減少傾向にあり**、また今後、人口減少等の影響を受け、益々その傾向は顕著になると見込まれる。
- また、事業を担う職員は、市町村等における定数削減のしわ寄せを受け、行政部局よりも大きな削減となっており、今後、**少子化に伴う生産年齢人口の減少により、より確保が難しくなる**と見込まれる。
- 一方で、高度経済成長期に建設した水道施設が耐用年数に達し、今後それら施設の**更新・耐震化**が急務となっており、それら**事業の実施に必要な資金、人員の確保が必要**である。

**有効な対策手段の1つが、水道事業の広域化
広域化の推進には、都道府県のリーダーシップが不可欠**

出典：厚生労働省HP

35

広域化について（県内事業者からの意見）

圏域	■施策の方向性について (課題の解決に向けた施策について御提案下さい。)	■その他(自由意見 県がすべきことなど)
村山	<p>特に、「持続的な水道事業の経営」を実現するため、必要と考えられる施策について記載をお願いいたします。</p> <p>○最優先されるのは、各事業体において、自らの現状や将来の予測を正確に把握することである。それを踏まえたうえで、経営統合を含んだ広域連携を進めて(検討して)いく必要がある。</p> <p>○広域化の促進がひとつの手段であると思いますがメリット、デメリットを明確にしながら慎重に検討していきたい。</p>	<p>○あり方検討会を開催していただき大変有意義に感じておりますが、広域化については管理者レベルでの意思決定になると思います。しかしながら課長以下級が意見を伝えるのは難しい状況にあり、行き詰ってしまうのではないかと思います。広域化の進展の為に、管理者レベルでの話し合いの場を設けていただきたい。</p> <p>○先日の検討会の中でも話し合われた、広域化についての意見集約が特に難しい事項であると感じた。</p>
置賜	<p>○広域連携について、県が主導的な立場で積極的に推進していただきたい。</p> <p>○管路・施設の耐震化や更新に活用できる補助や交付金の制度拡充をお願いしたい。</p> <p>○水道メーターの共同購入など経費を抑えるための施策が可能であればお願いしたい。</p> <p>○本水道事業のような小規模な事業者の広域化・広域連携はもとより、水道業者の広域連携も検討していく必要があると感じています。本町では現在、漏水対応等、緊急時に対応可能な業者が2社のみであり、今後不安を感じるため。</p>	<p>○広域化へ向けての課題の整理。(将来のシミュレーション)</p> <p>○本市が計画している更新計画に遅れが生じないか？</p> <p>○現在の水道料金よりも値上げにつながらないか？</p> <p>○緊急時の人・物・水の融通による対応の強化が可能であればお願いしたい。</p> <p>人…当町のように技術職員が少ない事業体は1つの事故対応(漏水など)で手いっぱいになるため災害時などの緊急時に対応できる技術職員の応援体制の強化。</p> <p>物…緊急時の応急給水用具や漏水補修用継手の応援体制の強化。</p> <p>水…他水道事業者との連絡管や給水車等による緊急時の水の応援の強化。</p>
庄内	<p>○垂直統合による管理の一元化と施設の統廃合</p> <p>○広域化、外部委託</p>	<p>○水道事業の課題は、人口減少や節水機器の普及等により給水収益が減少する一方で、施設の老朽化が進み、更新需要や耐震費用が増大し、経営が困難になることが全国共通の課題である。経営改善に向けた取り組みの一つとして、国では県が主体となって広域化を進めるような文書等で示している。また民間委託の拡大・推進についても進めていくような流れの中で、広域化・民営化に対する施策を積極的に進めていくような記載をするべきと考えます。</p>

※主に広域化に関する意見を抜粋して記載しております

広域化のメリットとハードル

37

広域化のメリット（施設整備・運用）

水道施設の再構築（集約化・効率化）

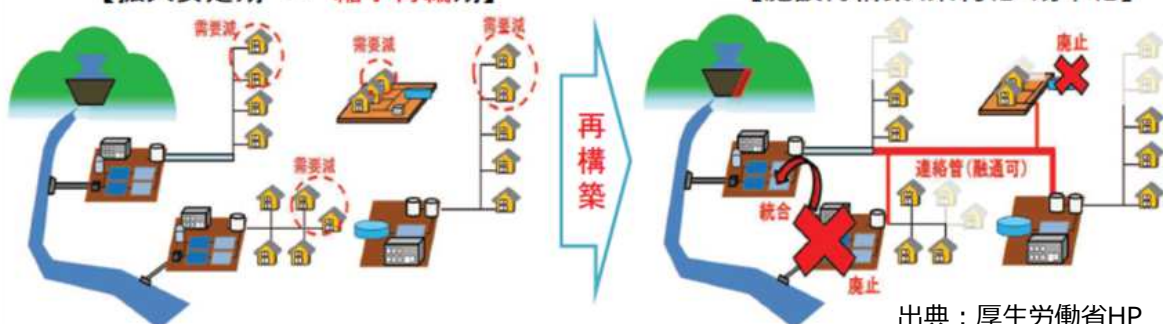
- これまでの水道施設は、新規又は拡張のため、将来の最大値に向けて整備されてきた。
- 一方、日本の人口は減少に転じ、もはや水需要の伸びが見込める状況にはない。
- 今後、水道施設の更新を進めるにあたっては、ダウンサイジングを踏まえた、強靱で、省エネ、省コストに配慮した持続的な施設の再構築が必要。

水道施設の再構築に向けた取組検討

- ✓ 従来の維持・拡大路線から脱却し、現有施設の有効活用
- ✓ 関係事業者との連携により、連絡管や共同浄水場、配水池など広域での運用形態を活用した水道システムの構築
- ✓ 施設再構築を契機とした取排水システムの再編や浄水処理の高度化、送水施設のバックアップの確保
- ✓ 今後のまちづくりの方向性（コンパクト化）をも考慮に入れ、施設を効率的に再配置

【拡大安定期 ⇒ 縮小再編期】

【施設再構築（集約化・効率化）】



出典：厚生労働省HP

38

広域化のメリット（施設整備・運用）

○統合によるスケールメリット

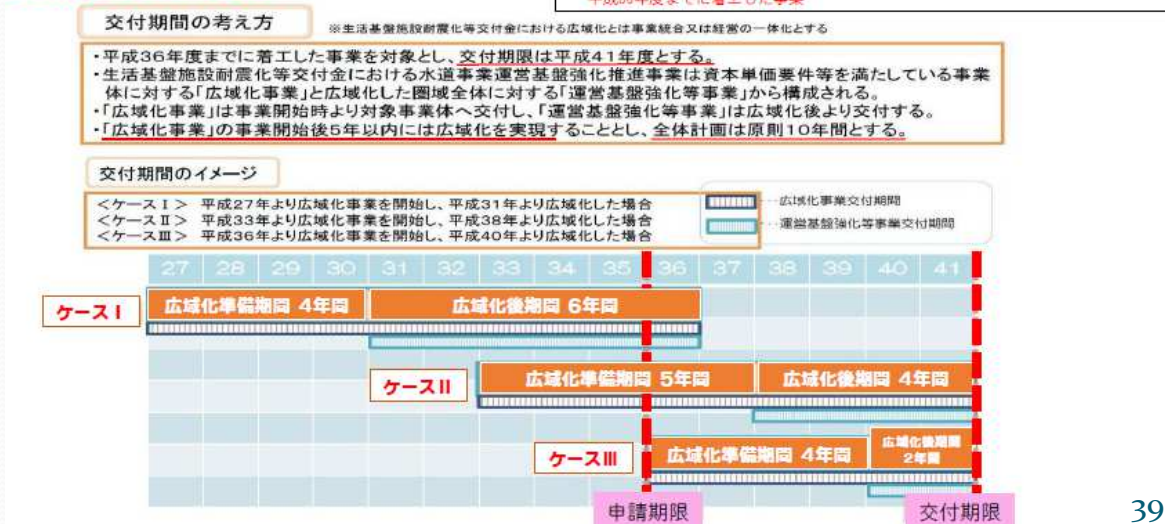
- ・単独で更新する場合と比較して、長期的には将来の更新投資を削減でき、結果として、大幅な財政負担の削減が可能

○広域化に対する補助金の活用

- ・「生活基盤施設耐震化等交付金」の活用が可能
(都道府県水道ビジョンでの位置づけが必要)

平成32年度までに事業を開始し、5年以内に広域化する必要がある。

《交付条件》
 ・都道府県水道ビジョンに基づく事業
 ・給水人口5万人以上
 ・平成36年度までに着工した事業
 ・市町村域を超えて3事業者以上の広域化
 ・資本単価が90円/m³以上の水道事業者を含む



39

広域化のメリット（経営の効率化）

○重複部門の統廃合やスケールメリットによる運営コスト削減

- ・総務・管理部門の統合
- ・原材料の調達や工事発注

○民間事業者の活用等の拡大による経営効率化

- ・事業拡大に伴う、類似業務の包括的な発注
- ・統合により組織された水道技術者部門の適切な監督による、地域の多様な水源に応じた「多様な官民連携」

40

広域化のメリット（事業運営）

○事業経営面や技術面のノウハウの共有

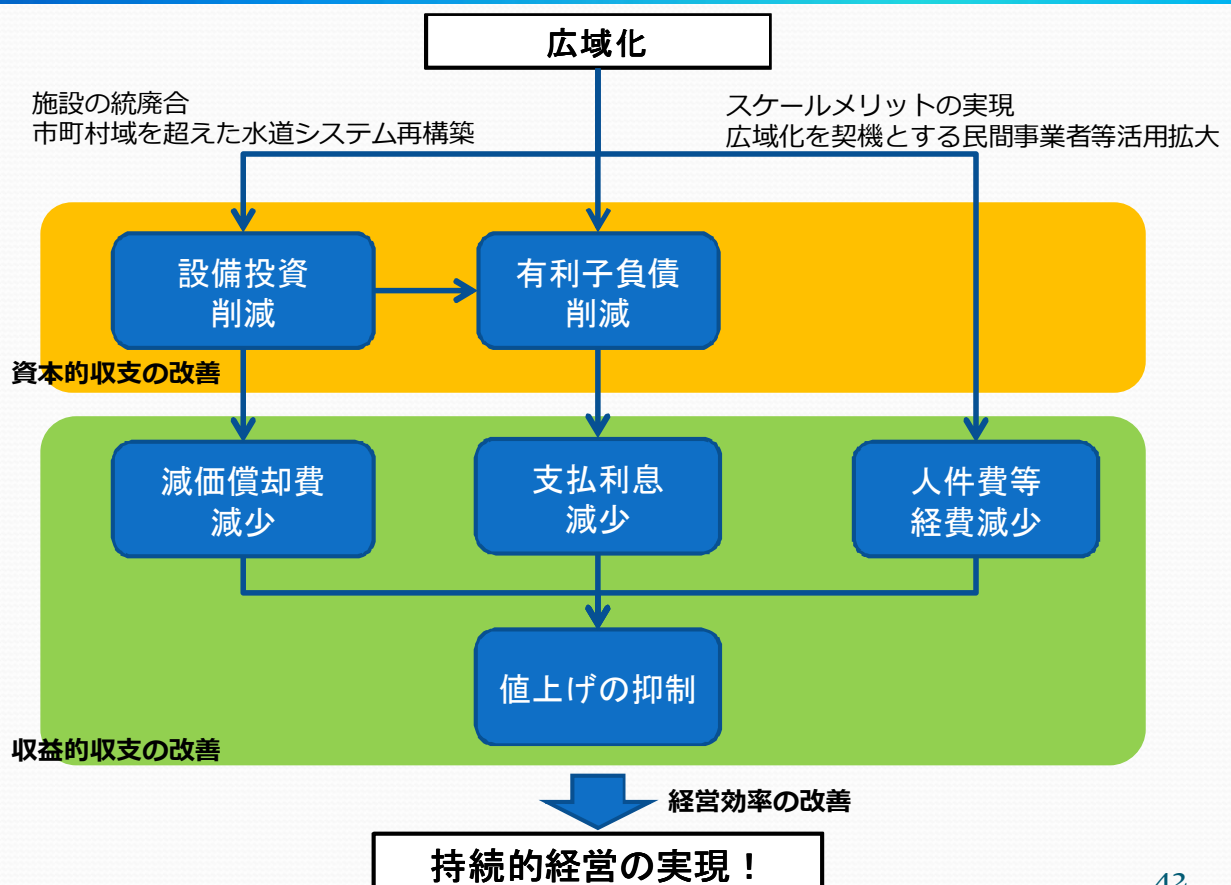
- ・ 複数事業者の**人材共有**による、地域の中核的な水道事業者の有するノウハウの小規模事業への活用
- ・ **技術者の共有化**により、適切な水質管理が地域全体で実施

○危機管理体制の強化

- ・ 広域化により組織規模が拡大することで、危機管理体制の充実が図られることによる**「災害対応能力の向上」**
- ・ 統合により市町村の枠を超えて管路を一体化することにより、緊急時における**代替水源の確保**が可能

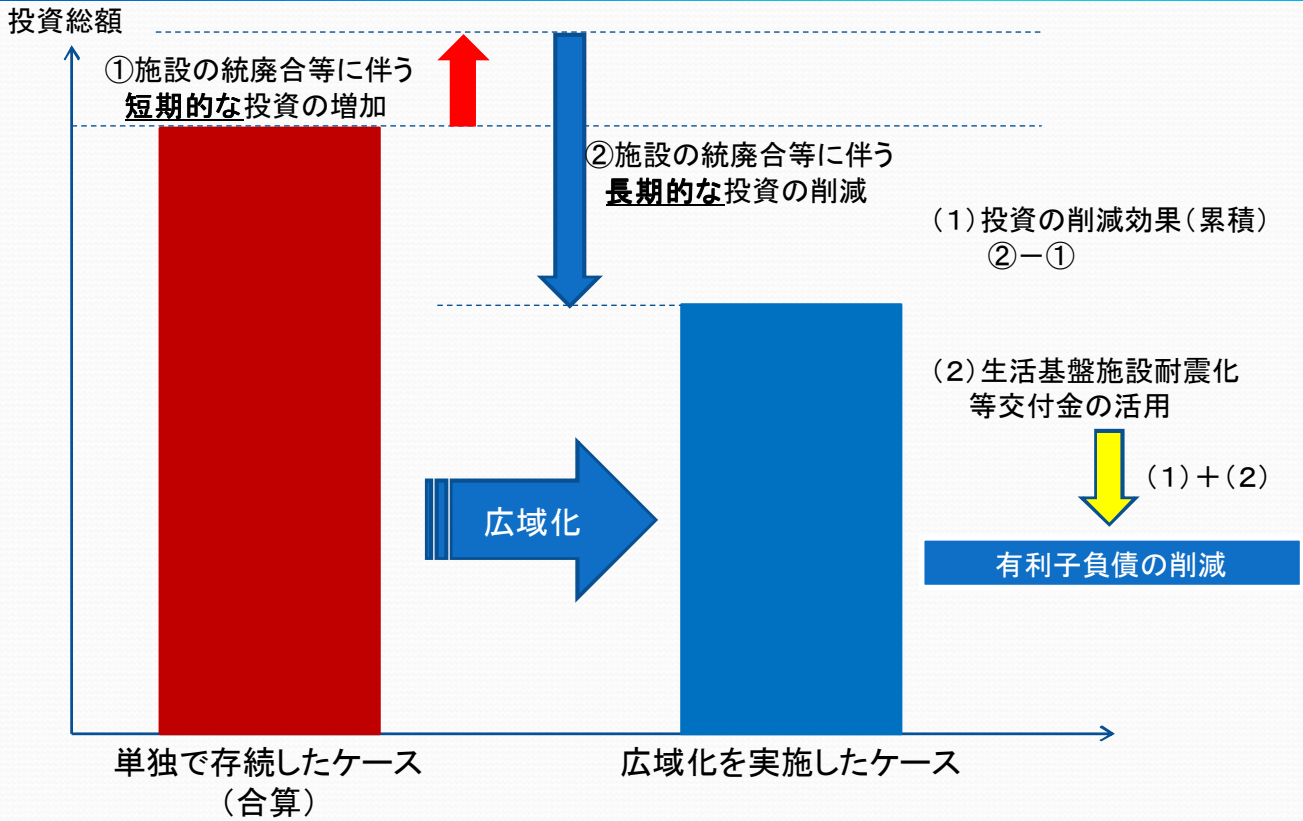
41

広域化に伴う経済効果（日本政策投資銀行）



42

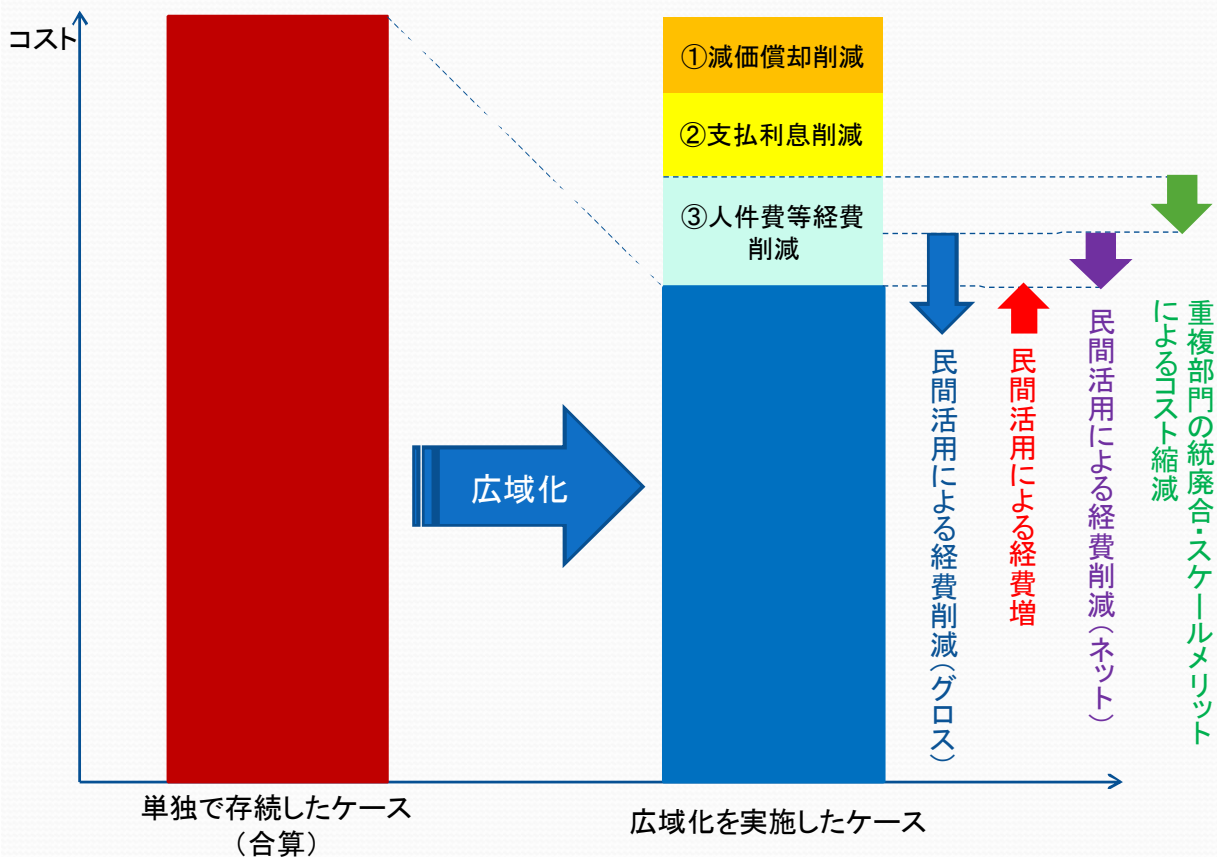
広域化に伴う経済効果（日本政策投資銀行）



広域化による設備投資の削減・有利子負債の削減(中長期的。イメージ図)

43

広域化に伴う経済効果（日本政策投資銀行）



広域化によるコスト削減(中期的。イメージ図)

44

広域化実現へのハードル

地理的条件

- ・本県には地理的に離れ、互いに水源や浄水場を活用することが困難な地域が存在⇒施設整備面におけるメリットを見出しにくい

地域間の格差

- ・料金格差（県内では、最大1.62倍※家事用（13mm）20m³/月使用（H29.9.30現在））
- ・財政面（起債残高、経営状況）の格差
- ・施設整備水準の格差
- ・サービス水準の格差

調整の困難さ

- ・利害の対立、住民・議会への説明

45

広域化実現へのハードル

地理的条件

- ・本県には地理的に離れ、互いに水源や浄水場を活用することが困難な地域が存在⇒施設整備面におけるメリットを見出しにくい
- 施設整備・運用面以外のメリット（経営の効率化・事業運営のメリット）は享受可能

地域間の格差

- ・料金格差（県内では、最大1.62倍※家事用（13mm）20m³/月使用（H29.9.30現在））
- ・財政面（起債残高、経営状況）の格差
- ・施設整備水準の格差
- ・サービス水準の格差

→格差が解消するまでの1ステップとして「経営の一体化」により統合のメリットを享受することが可能。（県内1水道を目指す香川県は、10年間各市町の水道料金体系を据置く方針）

調整の困難さ

- ・利害の対立、住民・議会への説明
- 地域水道事業者の「結集」で乗り越えることが可能

46

広域化による経営基盤強化

留意すべきは「**広域化すれば全てがうまくいくとは限らない**」ということ

検討会のメンバーを依頼した、ものづくり経営を専門とする、ある大学の先生から、「民間企業でもスケールメリットのため統合するケースがよくあるが、自動的にそれが利益を生み出すものではなく、統合後にそのメリットを導く努力をしないかぎり、メリットは生じない。」との意見がありました。

とはいえ、単独経営における経営努力は人材面・財政面で限界。広域化によって人材・財源を結集し、スケールメリットを活かしたあらゆる面での経営努力をしていくことが、山形県の水道が目指すところではないか。

**広域化＋地域住民のための経営努力
＝地域にとって最適な水道事業の構築**

47

広域化による経営基盤強化

目指す理想像の実現には、相当の時間が必要です。現時点で何とかやっていけると考える事業者も、30年、50年先を見据え、

「山形県で暮らしていく次世代のために、今、何をすべきか」

という視点が重要と考えます。

本ビジョンでは、持続可能な水道事業経営のための手段として**「市町村の枠を超えた広域化・広域連携による経営基盤強化」**を旗印に掲げます。

そのうえで、地域住民の皆さんのために、地域の特性を踏まえた広域化・広域連携について、検討・協議し、方針を定めていく手順等を示し、今後の取組みを進めていきます。

48

○村山・最上・置賜・庄内圏域ごとの広域化・広域連携を推進

本県の水道の特徴として、昭和53年に策定した「水道整備基本構想」で位置づけられた「広域水道事業」を4圏域で展開していることがあげられます。

この広域水道を十分に活用していくため、広域水道事業を軸とした4圏域での広域化・広域連携を推進していきます。

ただし、県内の4圏域は、給水人口が均一ではなく、最も給水人口が少ない最上圏域と最も多い村山圏域では7倍以上の人口差があります。

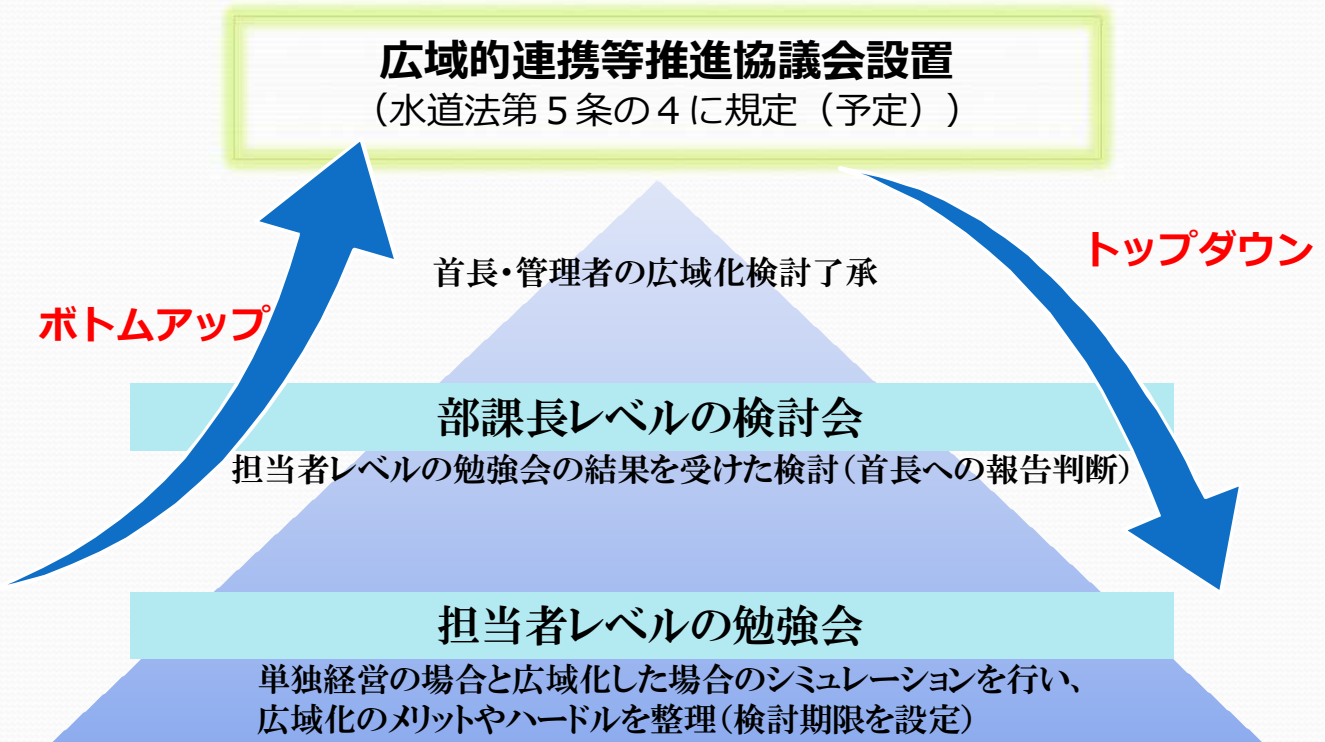
そのため、将来的には、県内全域で安定的な水道サービスを受けることができる水道のため必要な場合は、より広い範囲での広域化を進めていくものとします。



理想像を踏まえた実現方策

理想像を踏まえた実現方策

広域化検討の手順



51

理想像を踏まえた実現方策

広域的連携等推進協議会 (改正水道法第5条の4に規定(予定))

改正水道法(予定)条文抜粋

第5条の4 都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる構成員をもつて構成する。

- 一 前項の都道府県
- 二 協議会の区域をその区域に含む市町村
- 三 協議会の区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道水の供給を受ける水道水供給事業者
- 四 学識経験を有する者その他の都道府県が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

52

○広域化・広域連携の手順について

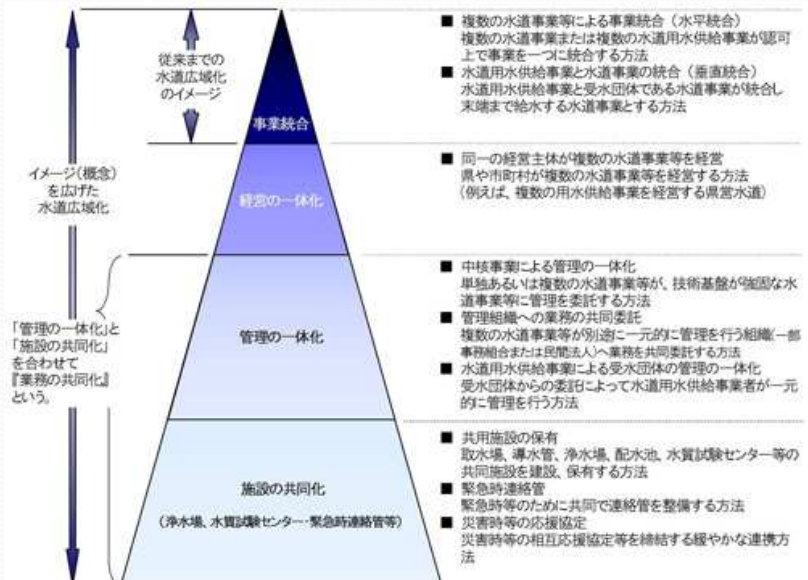
- ・広域化・広域連携に向けては、県が事業者間の調整を行いつつ、水道事業者の皆さんが主体的に取り組むことが望まれます。
- ・広域化を進めるにあたっては、合意に向けて高いハードルとなる水道料金（料金統一）などの地域間格差の課題については継続検討とし、まずは施設の整備・運用や運営効率化等の**広域化のメリットを早期に享受するため、「経営の一体化」等多様な広域化・広域連携を優先**とすることも検討できるものとしします。
- ・事業者の間で早期の水道事業の統合が可能な場合にあっては、当該事業者が先行的に事業統合することも検討できるものとしします。

○広域化の運営母体について

具体的な広域化の運営母体については、組織形態を事前に規定することが広域化推進の制約要因となつてはならないことから、協議会構成員で**協議して決定する**ものとしします。

○広域化の形態について

当初から事業統合という形態にとらわれることは、利害衝突を招くおそれがあり、広域化の早期実現に向けた阻害要因となる可能性があることから、各事業者の事業創設・発展の経緯や経営状況等を踏まえつつ、「経営の一体化」等、当初は**各水道事業者が参加しやすい形態**も検討できるものとしします。



広域化推進に当たっての役割

県（行政）

- 県内水道の方向性を示す「山形県水道ビジョン」を策定し、ビジョンに掲げた**理想像を具体化するための取組みへの支援**を行います。
 - ・広域化実現のための検討の場の設定
 - ・事業者間の調整役
 - ・補助金の活用助言
 - ・人材育成のための研修会の開催 など
- 広域化を推進する事業者に対する補助金の優先配分を検討し、広域化の促進を図ります。
- 政府に対して、広域化推進に資する補助金の拡充や経営基盤が弱い地方事業者への財政支援拡充を、各事業者と連携して要望していきます。

55

広域化推進に当たっての役割

地域の中核となる水道事業者・水道用水供給事業者

今般、連携中枢都市圏や定住自立圏等による地域内連携の取組みが行われています。

住民の求めるものが同じである水道事業こそ、地域内で一体的に取り組むことができる分野と考えます。

地域の水道事業の中核として、その組織力・技術力により、**地域の住民の皆さんのために、地域の水道事業者の中心として、広域化に向けた検討を積極的に進める役割**が求められます。

定住自立圏の名称	中心市	圏域を構成する市町村
山形定住自立圏	山形市	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町
庄内南部定住自立圏	鶴岡市	鶴岡市、三川町、庄内町
庄内北部定住自立圏	酒田市	酒田市、三川町、庄内町、遊佐町
新庄最上定住自立圏	新庄市	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
(仮称)置賜定住自立圏 ※現在検討中	米沢市	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

56

水道事業者

- 県内の中小規模の事業者は、今後単独で事業を経営していくことが困難な状況と予測されます。
特に、日々の事業運営に終始している水道事業においては、早晩に課題が顕在化し、事業運営に行き詰まる可能性に危機感を持ち、**水道施設状況の実態把握に努め、将来の見通しを庁内で共有化**する必要があります。
そのうえで、**広域化に向けて、地域の水道事業者とともに主体的に検討**する姿勢が望まれます。
- 経営状況が悪化してからの広域化は、事業者間の調整がより困難**となることが予想されるため、可能な限り早期に広域化・広域連携に向けた具体的な行動を起こす必要があります。

57

県内事業者の意見（平成29年11月）

平成29年11月16日～21日

県内4圏域で「水道事業のあり方検討会」を開催

○山形県水道ビジョンの「将来の理想像」「理想像を踏まえた実現方策」について意見交換を実施、11月27日まで意見を受付

（意見内容：別紙「資料4」）



開催状況（村山ブロック）



開催状況（庄内ブロック）

58

○将来の理想像について

- ・「広域化・広域連携」による経営基盤強化を目標としてよいか。

○理想像を踏まえた実現方策について

- ・4圏域ごとの広域化・広域連携を推進する方向性でよいか。

○広域化に向けた手順について

- ・各圏域において「広域連携等推進協議会」の設置に向けた取り組みを最初のステップとして例示してよいか。

○広域化の運営母体及び形態について

- ・地域の特性を踏まえるため、地域で決定するものとしてよいか。

○その他